

大阪大学共創機構梅田オフィス利用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、大阪大学共創機構梅田オフィス設置内規（以下「設置内規」という。）第9条の規定に基づき、大阪大学共創機構梅田オフィス（以下「梅田オフィス」という。）の利用に関して必要な事項を定めるものとする。

(利用日)

第2条 梅田オフィスは、次の各号に掲げる日を除き利用することができる。

- (1) 日曜日、土曜日及び祝日
- (2) 年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）
- (3) 共創機構の一斉休業期間
- (4) その他梅田オフィスの管理運営責任者（以下「管理運営責任者」という。）が指定する日

(利用時間)

第3条 梅田オフィスの利用時間は、原則として午前9時30分から午後5時30分までとする。

(利用スペース)

第4条 梅田オフィスの利用できるスペースは、次のとおりとする。

- (1) ミーティングルーム1
- (2) ミーティングルーム2
- (3) 交流拠点スペース

(利用の申込み)

第5条 前条に規定する各スペースを利用しようとする者は、あらかじめ所定の予約手続きにより利用申込みを行わなければならない。

(利用の許可)

第6条 管理運営責任者は、前条の利用申込みを適当と認めたときは、利用申込者に利用許可を通知するものとする。なお、利用許可には条件を付することができる。

(利用料)

第7条 前条の規定により許可したスペースの利用に当たっては、原則として別表に定める利用料を徴収するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、管理運営責任者が管理運営上の必要があると認めた場合は、利用料を減額又は免除することができる。

(利用者の注意義務)

第8条 利用者は、この細則及び別に定める梅田オフィス利用の手引きを守り、建物、施設及び備品を常に善良な管理者の注意をもって利用しなければならない。

(利用の許可の取消し等)

第9条 管理運営責任者は、利用者がこの細則及び利用許可条件に違反した場合には、利用の許可を取り消し、又は利用を中止させることができる。

- 2 前項のほか、本学において特別の必要が生じた場合及び梅田オフィスの運営上特に必

要がある場合は、利用許可を変更し、又は取り消すことがある。

第 10 条 利用者は、利用の許可を受けた後、利用日時を変更し、又は利用を中止しようとするときは、直ちに所定の手続きによる申込みを行い、管理運営責任者の許可を受けなければならない。

（損害弁償）

第 11 条 利用者が、故意又は過失により建物、施設及び備品を損傷し、又は滅失し、若しくは許可条件に違反したことにより損害を与えたときは、これを原状に回復し、又は当該損害の額に相当する金額を弁償しなければならない。

（利用者の遵守事項）

第 12 条 利用者は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 許可された目的以外の用途に利用しないこと。
- (2) 利用を許可された日時等の許可条件を厳守すること。
- (3) 建物内で喫煙しないこと。
- (4) 許可なく備品を所定の位置から移動させないこと。
- (5) 梅田オフィス備付けの各種装置の操作は、あらかじめ指導を受けた者が行うこと。

（雑則）

第 13 条 この細則に定めるもののほか、梅田オフィスの利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和 2 年 7 月 21 日から施行する。

別表 利用料（第 7 条関係）

スペース名	利用料（税抜）
ミーティングルーム 1	30 分当たり 750 円
ミーティングルーム 2	30 分当たり 750 円
交流拠点スペース	30 分当たり 1,500 円